



【 受付期間 】

令和7年11月17日（月）～ 令和7年12月26日（金）

※最終日の受付は、17：30 子どもサービス課必着となります。

▶申請書類は、函館市ホームページからダウンロードできます。
<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2017051700061/>



■令和8年度 年齢クラス

年齢クラス	生年月日
5歳児クラス	令和2年(2020年)4月2日 ～ 令和3年(2021年)4月1日
4歳児クラス	令和3年(2021年)4月2日 ～ 令和4年(2022年)4月1日
3歳児クラス	令和4年(2022年)4月2日 ～ 令和5年(2023年)4月1日
2歳児クラス	令和5年(2023年)4月2日 ～ 令和6年(2024年)4月1日
1歳児クラス	令和6年(2024年)4月2日 ～ 令和7年(2025年)4月1日
0歳児クラス	令和7年(2025年)4月2日 ～

1 園の利用について

(1) 利用できる方について

保育所・認定こども園（保育所機能）は、就学前のお子さまが、日中家庭で必要な保育を受けることが困難な場合に利用する施設です。利用には、保育の利用を必要とする事由が必要です。

保育の利用を必要とする事由		認定の期間	利用時間	
			標準時間	短時間
就労	1月当たり64時間以上の労働を常態とする場合	事由が無くなるまで (小学校就学前まで)	○	○
妊娠・出産	出産予定日前後各8週の期間 ※多胎妊娠の場合は、出産予定日の14週前から	出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで	○	○
疾病・障がい	疾病や負傷、または精神もしくは身体に障がいを有している場合	事由が無くなるまで (小学校就学前まで / 症例によっては3ヶ月毎の診断書提出)	○	○
介護等	親族を常時介護または看護している場合	事由が無くなるまで (小学校就学前まで)	○	○
災害復旧	震災・火災等の復旧に従事している場合	事由が無くなるまで (小学校就学前まで)	○	○
求職活動	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合	認定日から起算して90日を経過する日が属する月の末日まで	×	○ 原則 平日のみ
就学・職業訓練	就学（職業訓練）中の場合	卒業予定日または修了予定日が属する月の末日まで	○	○
その他	上記各事由に類する場合	市が認める期間	○	○

(2) 利用時間について

保育所等を利用できる時間は、「保育を必要とする事由」に基づく時間と、送迎等にかかる時間を含めた状況によって、市が「保育標準時間」と「保育短時間」のいずれかで認定します。

市から認定を受けた利用時間内で、必要な範囲での利用となります（例えば、保護者のどちらかの仕事がお休みの日は、基本的に家庭での保育となります）。

保育必要量	1か月の就労時間等	保育を利用できる時間
保育標準時間（最大11時間まで）	120時間以上	園の開園時間
保育短時間（最大8時間まで）	64時間以上120時間未満	園の開園時間のなかで園が定める時間

※施設によって開園時間が異なります。P.16~17をご覧ください。

2 お申込み前の準備

(1) 見学について

各保育施設では、それぞれ特色のある教育方針のもと保育を行っています。お子さまと一緒に実際の雰囲気をしっかり見て、継続して通える園を選びましょう。

園によっては見学を必須としているところもありますので、利用を希望する園に直接連絡の上、見学をしてからの申請をおすすめします。

★見学時のチェックポイント★

- 園や先生の雰囲気は、親子ともに気に入りましたか？
 - 園の教育方針や運営規定について、納得できる内容でしたか？
 - 園までの道のり（経路や所要時間など）は、通いやすいですか？
 - 保育料・副食費以外の実費負担があるかどうか確認しましたか？
- *心配なこと、気になることがあったら、園の先生に聞いてみましょう！

見学予約

【施設一覧】
P.16 ~ 17

保護者の方が、希望園に
直接お申込みください

※入所内定後の辞退は、園や他の希望者に多大な迷惑をかけることになります。
申請書には、継続して通える条件の園のみ記入してください。

◆入所後に転園する場合の注意点

短期間で環境を変えることはお子さまにとっての負担となるため、入所した園には**最低6か月間継続して利用**していただきます。この期間は、基本的には転園できません。

転園の手続きについては、新しく入所される方と同じく利用調整の対象となります。利用調整の結果によっては、希望する時期に転園が決まらない場合があります。

(2) 特別な支援を必要とするお子さまについて

障がい、食物アレルギー、発育・発達にご心配なことがあるお子さま、医療的ケアを必要とするお子さまは、必ずお子さまと一緒に見学に行き、園の先生に相談しておきましょう。

園では、支援が必要なお子さまがより安全に園を利用するために、入所前に受け入れ体制を整える必要があります。もし事前のご相談がない場合、園での体制が整わず、入所取消になる場合があります。

また、お申し込みの際に申請書の「健康状態」欄に必ず記入し、子どもサービス課の窓口へご相談ください。なお、利用調整にあたって関係機関に情報共有させていただく場合がございますのでご了承ください。

(3) 市町村民税が未申告の方について

保育料・副食費等の算定をするためには、保護者の市町村民税の申告が必要です。

令和7年度分の市町村民税が未申告の方は、保育料の算定手続きができません。

まだ申告がお済みでない方は、**令和7年1月1日現在の住民登録地**で申告を行ってください。非課税の方や、収入がなかった方も申告が必要です。

【函館市に申告する場合】

税務室 市民税担当（函館市役所2階） TEL（0138）21-3211

(4) 慣らし保育について

新しい環境の変化によるお子さまの負担を軽減するために、入所初日から数日かけて徐々に保育時間を延ばしていくことを「慣らし保育」といいます。

慣らし保育の期間中は、通常よりもお迎えの時間が早くなります。ご家庭やお勤め先で、お迎えの時間を調整したうえで利用してください。

- ・函館市では、入所日から1週間程度の、慣らし保育の利用ができます。
- ・慣らし保育期間中も、通常と同じ保育料がかかります。
- ・慣らし保育の保育ペースやお迎えの時間は、園に直接お問い合わせください。
- ・慣らし保育期間中に限り、就労および育休復帰の前からの利用を認めています。
※ただし、慣らし保育期間終了後すぐに保護者が就労を開始することを条件とします。

※3月中からの慣らし保育は、令和7年度途中入所(3月入所)の受付分のみ利用できます。

4月1日入所の申請と併願できますので、詳細は子どもサービス課にお問い合わせください。

【3月入所】 申請期間：令和7年12月15日(月)～令和8年1月16日(金)

結果連絡：1月下旬頃

(5) 函館市以外の市町村にお住まいの方について

函館市へ転入予定の方

申請書類は函館市の様式を使用し、4月1日時点の状況を記載の上、函館市へご提出ください。

(転出にともない、現在の居住地での就労先を退職する場合は、函館市に転入後の状況に合わせて、必要な書類をご準備ください。新しい就労先が決まっている方は、内定の就労証明書でも受付いたします。)

また、転入に関する申立書の提出が必要です(P.6参照)。なお、4月1日までに函館市内に住民登録がない場合は入所取り消しとなりますので、転入の手続きは余裕をもって行ってください。

函館市外の住民登録のまま、函館市内の園を利用する方(広域入所)

申請受付・問い合わせ先は、住民登録のある自治体となります。

広域入所の利用には就労等の条件がありますので、まずはお住まいの市町村へご相談ください。

■申請について

- ・申請書類はお住まいの市町村の様式を使用し、市町村の窓口へご提出ください。
- ・申請締切日は函館市必着となります。市町村経由での提出ですので、余裕をもってお申込みください。

■結果通知について

- ・入所の可否については、お住まいの市町村から結果を通知いたします。
函館市では結果について一切回答できませんので、お住まいの市町村にお問い合わせください。
- ・保育認定や保育料の算定は、住民登録のある自治体で行います。

◆入所決定後、函館市外に転出する場合

保育認定は、住民登録のある自治体で行います。函館市外に転出した場合、函館市の保育認定は転出日をもって終了となりますので、その時点で通っている園は「退所」の扱いとなります。

市外に転出した後も函館市内にある園を引き続き利用したい場合(広域入所)は、お早めに子どもサービス課へご相談ください。利用には就労等の条件があり、状況によっては継続利用できないことがあります。

なお、入所後にすぐに市外転出が決まっている場合は、入所が取消しになる場合もありますので事前に子どもサービス課へご連絡ください。

3 入所決定までの流れ

(1) 入所の決定（利用調整）について

保育所・認定こども園の入所は、先着順や抽選ではなく「利用調整」によって決まります。

より保育の必要性の高い児童から優先して入所するために、保育の利用を必要とする事由や世帯の状況を点数化し、点数の高い方から順番に入所を決定します。

希望する園に必ず入所できるわけではありません

各園では、年齢クラスごとに定員があります。入所を希望するお子さまが定員を上回る場合は、利用調整の途中で定員に達してしまい、結果によっては入所できないことがあります。

また、利用調整は市が行っていますので、見学や問い合わせの際に「空きがある」とお伝えしている場合や、きょうだいが在園している場合でも、入所をお約束するものではありませんのでご注意ください。

■入所決定までのスケジュール

月	日	曜日	2月入所	3月入所	4月1日入所	4月途中入所
R7.	11	17 (月)			申請書類受付開始	
12	1 (月)		申請受付開始		↓	
	15 (月)			申請受付開始		
	26 (金)		受付締切		受付締切 17:30必着	
R8.	1	上旬			書類確認 (不備・不足など)	
		中旬	結果連絡			
	16 (金)			受付締切		
		下旬		結果連絡		
2	2 (月)					申請受付開始
		上旬			利用調整開始 ※結果についての問い合わせ不可	
		中旬			◆希望園入所不可の方へ電話連絡 (他園紹介または申請取下げ)	
	27 (金)					受付締切
3		上旬			決定通知書発送 (自宅へ郵送) ・全員：認定通知書 ・認定こども園：利用調整結果通知書 ・保育所：保育所入所承諾通知書	
		中旬			決定園から入園案内のご連絡	結果連絡
4	1 (水)				入園日	

(2) 決定の通知について

入所決定のご連絡は、

3月上旬頃、郵送にてご自宅へ送付いたします。

※入所が決定している方への電話連絡はいたしません。

利用調整の結果について、個別のお問い合わせには一切回答できませんのでご了承ください。

(3) 希望園入所不可の場合

希望する園に入所できなかった方は、
2月中旬頃、お電話にて個別に順次ご連絡します。
他園紹介での入所、または申請取り下げとなります。

◆他園紹介について

入所不可の電話連絡の際に、その時点で定員に空きがあり受け入れが可能な園をご紹介します。

他園紹介の対象となる方

「利用込申込みにおける確認書」にて他園紹介を希望した方で、希望するどの園にも入所できない方

申請時に、「利用込申込みにおける確認書」の No.3『他園の紹介を希望します』にチェックを記入した方のみ、ご紹介の対象となります。それ以外の項目にチェックした場合や、チェックが無い場合は、いかなる理由があっても他園の紹介は一切できませんのでご注意ください。

紹介にあたっての注意事項

- *ご紹介した園への入所を強制するものではありません。ご紹介した園が条件等に合わない場合は、断っていたとしてもかまいません。ただし、その場合はすぐに他の希望者へご紹介させていただきます。
- *もし回答にお時間が必要な場合でも、他の申請者への結果連絡を控えていることから、指定の期日(半日程度)までにご回答がない場合は、ご紹介自体をキャンセルとさせていただくことがあります。
- *希望するエリアなどをご希望に添えない場合があります。利用調整の状況によっては、ご紹介できる園が無い場合がありますのでご了承ください。
- *その場で入所のご意向をお伺いしますので、もし希望園に入所できない場合に候補にしている園がありましたら、1月末までに見学をお願いします。ただし、見学済みの園をご紹介できるとは限りませんのでご了承ください。

◆どの園にも入所が決まらなかった場合

4月1日入所の利用調整で入所が決まらなかった方は、**申請が取り下げ**となります。
利用調整の継続は行われませんので、年度途中の入所を希望する方は、あらためて申請が必要です。

■年度途中入所

申請期間：入所希望月の前々月 結果連絡：入所希望月の前月中旬頃（全員に電話連絡）

【4月途中入所】 申請期間：令和8年2月2日（月）～令和8年2月27日（金）
結果連絡：3月中旬ごろ

下記の施設・保育サービスを利用する予定の方は、市から認定を受けることで無償化の対象となる場合があります。詳しくは子どもサービス課にお問い合わせください。

認可外保育施設 企業主導型保育施設 一時預かり事業 ファミリー・サポート・センター

4 必要書類

1) すべての方に提出していただく書類（4月1日時点の状況を確認できるもの）

ア 教育・保育給付認定等申請書（2号・3号認定）	お子さま1人につき一部	P. 8
イ 利用申込みにおける確認書【4月1日利用申込み用】	世帯につき一部	P. 10
ウ 保護者が保育の利用を必要とする事由を確認するための書類	世帯につき、各一部ずつ ※保護者（父母等）両方必要です	P. 11

2) 該当する方のみ提出する書類（保育料等の算定に必要な書類）

区分	必要な書類
申請児童または同居する世帯員の中に、障害者手帳または療育手帳をお持ちの方がいる場合	該当する方の手帳の写し ※特定施設等に入所または入院している場合は保育料算定の対象にならない場合があります。
里親または養護施設の長が保護者となる場合	以下の書類いずれかの原本 ・里親委託証明書 ・児童相談所の長の証明書 ・通園に要する費用の負担者を明らかにする里親または養護施設の長の証明書
申請児童のきょうだいの中に、下記施設に在籍、または下記サービスを利用している就学前児童がいる場合 ・企業主導型保育事業 ・児童発達支援施設 ・新制度に移行していない幼稚園 ・特別支援学校の幼稚部 ・情緒障害児短期治療施設の通所部	利用者負担額軽減対象施設にかかる在籍（利用）証明書 ※市の様式を使用してください。

3) その他の必要書類

区分	必要な書類
郵送で申請する場合	保護者の以下の証明書類の写し ※両方必要です ・顔写真付き身分証明書：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等 ・個人番号(マイナンバー)がわかるもの：マイナンバーカード、住民票等
令和7年1月1日現在の保護者の住民登録地が函館市以外の場合 (転入する方、単身赴任の方等) ※個人番号(マイナンバー)を書類Aに記載している、または写しを添付している場合は必要ありません。	令和7年1月1日現在、住民登録があった市区町村から発行される以下の書類の、いずれかの写し ※非課税の場合も、その旨を確認できる書類を提出してください。 ・令和7年度 納税通知書 ・令和7年度 特別徴収税額の通知書 ・令和7年度 市区町村民税所得課税証明書
函館市外から転入する方	・転入に関する申立書【4月1日利用申込み用】 ※市の様式を使用してください。
育児休業中の方	・育児休業切上の申立書【4月1日利用申込み用】 ※市の様式を使用してください。

【受付期間】 令和7年11月17日（月）～ 令和7年12月26日（金）

※最終日の受付は、17:30 子どもサービス課必着となります。
郵送・希望園への持ち込み・オンラインで申請を予定している方はご注意ください。

【提出先】 函館市子ども未来部子どもサービス課 TEL (0138) 21-3270

〒040-8666

函館市東雲町4番13号（市役所本庁舎1F）

《開庁時間》 平日8:45～17:30 土・日・祝祭日は受付できません。

亀田福祉課，湯川福祉課，各希望園でも受付を行っております。

- ・必要な書類をすべて揃えたうえでお申し込みください。
- ・書類が足りない，または記入内容に不備があるもの，申請期間を過ぎたものは受付できません。
- ・希望内容の変更は，申請期間のみ受付します。申請締切日以降は，「希望順位の変更」「希望園の変更・追加」「他園紹介の希望」等の変更はできなくなりますのでご注意ください。

▶申請書類は，函館市ホームページからダウンロードできます。
<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2017051700061/>



申請受付締切後でも，次の場合はすぐにご連絡ください

- ・仕事をやめた，または転職した場合
- ・勤務時間および勤務日数の変更があった場合
- ・転居または転出した場合
- ・結婚または離婚した場合
- ・新たに同居または別居する世帯員（祖父母等）がいる場合
- ・下の子を出産した，または新たに妊娠がわかった場合
- ・その他，申請書に記入した内容が変わる可能性がある場合

《連絡先》 子どもサービス課 TEL (0138) 21-3270



申請内容が入所日時点の事実と異なることが判明した場合，利用調整の対象外または入所の取消となる場合があります。

◆虚偽の申請や報告等をした場合や，保育を必要とする事由に該当しなくなった場合について

虚偽の申請や報告等を行った場合や，次に該当する場合については，保育の利用を承諾しない，もしくは利用を一時停止する，または保育所・認定こども園（保育所機能）における保育を行うことを解除することがあります。あらかじめご承知おきください。

- (1) 悪質の疾病にかかり，伝染のおそれがあると認められるとき。
- (2) 心身の障がいその他の事由により保育所における保育を行うことが不適當であると認められるとき。
- (3) 他の児童に悪影響があると認められるとき。
- (4) 引き続き1月以上の期間，届出をしないで欠席したとき。

■ア 教育・保育給付認定等申請書（2号・3号認定）

おもて

【基本事項】消えないボールペンでご記入ください。

記入例

教育・保育給付認定等申請書（2号・3号認定）

令和 7年 11月 17日

函館市長 あて

函館市が保育給付認定等に必要な市町村民税等の情報（同一世帯者を含む）および世帯情報を見ることが、また、その情報に基づき決定した利用者負担額等に関する事項および当該申請書に記載する事項の中で運営上必要と認められる情報を特定教育・保育施設に対して提供することに同意し、子ども・子育て支援法に基づく保育認定（保育所等の利用申込（利用調整）を含む）および支給認定証の交付について申請します。

保護者 (申請者)	ふりがな	はこだて よしこ		日中の 連絡先	① 080-1234-1234 (続柄:父・母)
	氏名	函館 良子			
	生年月日	昭和・平成	2年 7月 4日		② 090-4321-4321 (続柄:父・母)
	住所	函館市 東雲 町 丁目 4 番(地) 13 号			
申請に係る 小学校 就学前の 子ども	ふりがな	はこだて じろう		保護者との続柄	子
	氏名	函館 次郎			
	生年月日	平成・令和	7年 5月 5日	(令和8年4月1日現在 0歳)	
	健康状態	病歴・持病等	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(病名・症状 相談している病院や施設等)		必ず <input checked="" type="checkbox"/> してください。 アレルギー・病気・障害等 ある場合は詳細をご記入く ださい。
	発育・発達	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり(〇〇療育支援通所)			
	アレルギー	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり(卵 乳 小麦)			

卵を含むすべての食品不可

1 保育の利用を必要とする事由等

父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 ⇒ 就労状況	<input checked="" type="checkbox"/> 月 <input checked="" type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input checked="" type="checkbox"/> 木 <input checked="" type="checkbox"/> 金 <input checked="" type="checkbox"/> 土 / 8:45 ~ 17:30, <input type="checkbox"/> 変則勤務
	<input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他	(具体的な状況(勤務先, 就労時間・日数等や疾病の状況など))
母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 ⇒ 就労状況	<input checked="" type="checkbox"/> 月 <input checked="" type="checkbox"/> 火 <input checked="" type="checkbox"/> 水 <input checked="" type="checkbox"/> 木 <input checked="" type="checkbox"/> 金 <input checked="" type="checkbox"/> 土 / 9:00 ~ 17:00, <input checked="" type="checkbox"/> 変則勤務
	<input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他	(具体的な状況(勤務先, 就労時間・日数等や疾病の状況など))
希望する 利用時間等	利用曜日	<input checked="" type="checkbox"/> 月 <input checked="" type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input checked="" type="checkbox"/> 木 <input checked="" type="checkbox"/> 金 <input checked="" type="checkbox"/> 土
	利用時間	8 : 00 から 18 : 00 まで
	利用区分	<input checked="" type="checkbox"/> 標準時間(11時間まで) <input type="checkbox"/> 短時間(8時間まで)

2 利用を希望する期間・施設(事業者)等

利用を希望する期間	令和8年4月1日 から	<input checked="" type="checkbox"/> 小学校就学 <input type="checkbox"/> その他(令)
利用を希望する施設(事業者)等		
希望順位	施設(事業者)名	希望理由
第1希望	認定こども園〇〇	兄弟が通所しているため <input checked="" type="checkbox"/> 済
第2希望	〇〇保育所	自宅から近いため <input checked="" type="checkbox"/> 済
第3希望	認定こども園〇〇幼稚園	自宅から近いため <input type="checkbox"/> 済

希望園のみ選考を行います。見学していない園がある場合は利用調整前(1月末まで)に見学を済ませてください。
※市からの他園紹介を希望する方は、別紙「利用申込における確認書」のNo.3『他園を希望します。』にをしてください。

個人番号（マイナンバー）・障がいの有無・住民登録地を必ずご記入ください。

3 世帯の状況		※住民票が同一かどうかにかかわらず同居している家族を記入してください。 ※欄が足りない場合は、世帯状況確認票を添付してください。									
申請児童	ふりがな 氏名	児童との続柄	生年月日	職業（勤務先）または学校名（学年）等	障がいの有無	R7.1.1現在の住民登録地	備考				
申請児童	はこだて じろう 函館 次郎	本人 (R)	7年 5月 5日		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 函館市 <input type="checkbox"/> 函館市以外					
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3									
保護者	はこだて たろう 函館 太郎	父 (S)	1年 6月 1日	〇〇株式会社	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 函館市 <input checked="" type="checkbox"/> 函館市以外	単身赴任				
	個人番号	1 1 2 2 2 1 0 1 3 4 0 1									
保護者	はこだて よしこ 函館 良子	母 (S)	2年 7月 4日	株式会社〇〇企画	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 函館市 <input type="checkbox"/> 函館市以外					
	個人番号	1 2 6 6 7 7 8 8 2 2 1 1									
その他の同居家族	はこだて いちろう 函館 一郎	長男 (S)	1年12月 1日	〇〇小学校	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 函館市 <input type="checkbox"/> 函館市以外					
	個人番号	3 2 2 1 1 1 4 4 5 6 7 8									
	はこだて はなこ 函館 花子	長女 (S)	3年 9月 1日	〇〇認定こども園			申請時点で既に入所児童がいる場合は園名をご記入ください。				
個人番号	1 2 4 5 5 6 7 8 8 9 1 0										
はこだて よしみ 函館 良美	祖母 (S)	35年 8月 1日	無職	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 函館市 <input type="checkbox"/> 函館市以外	〇〇障害者手帳1級					
個人番号	2 1 3 3 1 4 5 6 7 1 1 3										

家庭の状況 生活保護・中国残留邦人等支援給付の適用 ひとり親家庭（婚姻歴 あり / なし）

保育できる65歳未満の親族がいる場合、別途、電話で確認する場合があります。

該当者をご記入ください。

（経路として函館市に提出する場合）

年 月 日

施設（事業者）名	担当者
備考	連絡先

* 函館市処理欄	
認定番号	こどもコード
認定区分等	<input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 短
認定の可否	可（令和 年 月 日認定） / 否（否とする理由）
支給（入所）の可否	可・否（否とする理由） 〔 <input type="checkbox"/> 施設型 <input type="checkbox"/> 地域型 <input type="checkbox"/> 特例施設型 <input type="checkbox"/> 特例地域型〕
支給（利用）期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
入所施設（事業者）名	
施設区分	<input type="checkbox"/> 認定こども園〔 <input type="checkbox"/> 連 <input type="checkbox"/> 幼〔 <input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保〕 <input type="checkbox"/> 保〔 <input type="checkbox"/> 保 <input type="checkbox"/> 幼〕〕 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 企業主導型
備考	

（本庁受付印）

処 理				
確認	確認	入力	入力	受付
				本・湯・亀

■イ 利用申込みにおける確認書

【基本事項】

消えないボールペンでご記入ください。

記入例

【4月1日入所申込み用】

保育所および認定こども園（保育所機能）

利用申込みにおける確認書

見学していない希望園がある場合は見学予定日を必ずご記入ください。

1 見学について

希望園の見学はいつ行う予定ですか。
※利用調整開始前(1月末)までに希望するすべての園の見学を済ませてください。

第1希望 済 未 (月 日)
第2希望 済 未 (月 日)
第3希望 済 未 (12 月 9 日)

2 利用調整について

利用調整の結果、希望する園への入所が決まらない場合があることについて理解していますか。 はい

3 他園紹介について ※「入所申込のしおり」P.5参照

申請書に記入した希望園がすべて入所不可の場合、定員に空きのある他園の紹介を希望しますか。

をした方のみ
他園紹介を行います。

他園の紹介を希望します。 他園紹介は不要です。申請を取り下げます。

4 きょうだいで同時申請する世帯について

新規で同時に入所申請するきょうだいのうち、希望園に入所できない児童がいる場合は下記のうちどちらを希望しますか。

別々の園に同時入所します。 入所できる児童のみ入所します。 全員同じ園でなければ入所しません。

5 入所が決まらなかったときについて

申請書に記載した希望園に全て入所できない場合のみ証明書を発行します。

入所が決まらなかった場合、保護者が自宅で保育を行いますか。 はい いいえ

1) 「はい」の方 育児休業を延長する予定ですか。 ※育児休業の延長については、就労先とご相談ください。
 はい いいえ
 「はい」の方 希望施設に入所できない事実の証明書の発行を希望しますか。
 ※別途申請が必要です。発行手数料(¥300)がかかります。
 ※育児休業給付金についてのご質問は一切お答えできません。就労先もしくはハローワークにお問い合わせください。
 はい いいえ

2) 「いいえ」の方 日中、お子さまの保育をどのように行いますか。

他の施設を利用	<input type="checkbox"/> 認可外保育施設	<input type="checkbox"/> 企業主導型保育施設	<input type="checkbox"/> 勤務先の保育室
その他	<input type="checkbox"/> 祖父母等の親族が保育	<input type="checkbox"/> 一時預かり事業	<input type="checkbox"/> ファミリー・サポート・センター
転園・区分変更(1号→2号)	<input type="checkbox"/> 現在の園を利用	<input type="checkbox"/> 退園する	

6 希望の変更について

申請締切日を過ぎた場合、希望園の変更および本確認書の記載内容の変更ができないことについて了承しますか。 はい

7 申請書類の記載内容について

申請内容が令和8年4月1日時点の事実と異なることが判明した場合、利用調整の対象外または入所の取消となることについて了承しますか。 はい

8 結果の通知について

利用調整の結果について、個別のお問い合わせは一切お受けできません。
入所の可否について、市からの通知(郵送:3月上旬予定)までお待ちいただくことについて了承しますか。 はい

本確認書および「入所申込のしおり」をよく読み、内容について確認しました。

令和 7年 11 月 17 日

保護者による記入が必要です。
(自署)

申請児童名

函館 次郎

父氏名(自署)

函館 太郎

母氏名(自署)

函館 良子

受付印

記入不可

■ウ 保護者（父母等）が保育の利用を必要とする事由を確認するための書類

※申請期間内に下記書類を揃えることが難しい場合は、子どもサービス課窓口までご相談ください。

保育事由	必要な書類		備考
就労	被雇用者	就労証明書	勤務先に記入を依頼してください。 ※発行日が R7.10.1 以降のもの
	自営	就労(自営業)申立書	
		事業内容が確認できる公的書類の写し	確定申告書・開業届など
	請負(内職)	業務請負(内職)申立書および証明書	事業主に記入を依頼してください。
妊娠・出産	母子手帳の写し ・表紙, 出産予定日記載ページ		
疾病・障がい	(a)診断書の本書または写し		「疾病名」と「日中自宅での保育が困難であること」の記載が必要です。
	(b)障害者手帳・療育手帳等の写し		
介護等	親族介護(看護)申立書		
	介護等を必要とすることがわかる書類		診断書の本書もしくは写し, または要介護状態がわかる書類
災害復旧	災害復旧に従事していることがわかる書類		
求職活動	求職活動申立書		
	求職活動中であることがわかる書類		ハローワーク受付票の写しなど
就学・職業訓練	在学証明書の本書または写し		
	1日の受講時間がわかる書類		カリキュラムや時間割など
その他	申立書等(市にご相談ください)		

◆就労証明書の再提出について

以下に当てはまる方は、入所決定後に就労証明書の再提出が必要です。就労証明書は、あらかじめ発行していただくことになりますので、就労先の方と調整の上ご準備をお願いいたします。

なお、保育料・副食費の算定は、就労証明書が再提出された後となりますのでご了承ください。

育児休業取得中の方（申請時に提出した就労証明書の育児休業終了日が、4月8日以降の日付になっている方のみ）

「育児休業終了日」および「復職日」を、育児休業を切り上げた日に合わせて新たに発行されたもの

就労内定の方

「証明日」が、雇用契約日(就労を開始した日)以降の日付で発行されたもの

転入者の方

「証明日」が、転入日(函館市に住民登録した日)以降の日付、かつ雇用契約日以降の日付で発行されたもの

5 保育料・副食費について

保育所等を利用するにあたって、年齢クラスに応じて保育料または副食費（おかず・おやつ代等）の料金がかかります。保育料の金額や副食費免除の有無は、市が決定しています。

(1) 保育料（利用者負担額）【0～2歳児クラス】 ▶P.14

保育料は、世帯ごとの「階層」（保護者の所得に応じて市が認定します）や、世帯状況によって算定します。同じ階層でも、利用時間（保育標準時間、保育短時間）により料金が異なります。

なお、第2子以降のお子さま、3歳児クラス以上のお子さまは無料となります。

(2) 副食費（おかず・おやつ代等）【3歳児クラス以上】 ▶P.15

副食費は、保護者負担となります。金額は各園で定めており、実費での徴収となります。

世帯の所得等、一定の基準を満たす場合は徴収免除となる制度があり、対象の方には園経由で通知します。

なお、0～2歳児クラスは保育料に含まれているため徴収はありません。

(3) その他の実費負担

遠足等の行事費や保護者会費等の実費負担が発生する場合があります。また、副食費とは別に主食費（ごはん、パン代等）を徴収する園もあります。

金額は園によって違いますので、各園に直接お問い合わせください。

保育料を知りたい方へ

市では、お子さまの保育所等への入所が決定してから保育料を算定しています。入所決定後、園経由で別途通知いたします。

おおよその金額を知りたい方は、函館市公式 LINE のサービス
もしくは、子どもサービス課の窓口にて確認できます。

窓口にお越しになる場合は、保護者本人の写真付き身分証明証を持参してください。
（お電話等のお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。）

※税情報に基づき試算する暫定の金額となります。実際には変わる可能性がありますので、あくまで目安としてご利用ください。

保育料試算



祖父母等と同居している場合の階層認定等について

父または母の、前年（令和6年1月～12月）の収入金額等が、下表の基準額より多い場合、父母の収入で生計を維持していると判断し、父母の市町村民税額のみで階層認定等を行います。

ただし、下記①～②のいずれにも該当する場合、祖父母等の市町村民税額で階層認定等を行います。

- ① 父母の収入金額等が、下表の基準額以下である
- ② 祖父母等の収入金額等が、下表の基準額を超える

	収入金額 (給与収入のみの場合)	所得金額 (自営業等の場合)
基準額	103万円	48万円

- ※ 収入金額等には、児童手当、児童扶養手当、障害年金等の課税対象外収入も含まれます。
- ※ 祖父母等と住民票が別々であっても、同居かつ同一生計である場合は、当基準を適用します。

祖父母等の市町村民税額で階層認定等を行った後、父または母の収入が、今後において上記表の収入金額等を超えることが見込まれる場合は、階層認定等の対象者を祖父母等から父母に変更することができます。

詳細は、子どもサービス課（Tel 21-3270）にお問合せください。

令和7年度(2025年度) 函館市保育料基準額表 (保育認定0～2歳児クラス)

1. 本基準額表の対象者

令和4年4月2日以降に生まれたお子さん(3歳未満児)が対象です。
令和7年度中に満3歳に達したお子さんは、令和7年度末(令和8年3月)までこの保育料基準額表の保育料がかかります。

2. 保育料の決定方法

保育料は、世帯の市町村民税額(4月分から8月分は前年度、9月分から翌3月分は当該年度)の課税状況や保護者の市町村民税所得割額の合計額をもとに階層を認定し、保育必要量(保育標準時間、保育短時間)や世帯の状況等によって決定します。

保育料算定の市町村民税所得割額は、下記の税額控除によって減税されている場合、これらの金額を足し戻した額(減税前の額)で計算します。

- ・住宅借入金等特別税額控除
- ・配当控除
- ・配当割額・株式等譲渡所得割額控除
- ・外国税額控除
- ・寄附金税額控除

3. 多子世帯の保育料軽減

生計を一にする子どもが2人以上いる場合は、年齢の高い子どもから第1子、第2子と数え、第2子以降の保育料は無料となります。(子どもの年齢は問いません。)

生計を一にする子どもが別居している場合は、生計を一にしていること(仕送りをしている等)を記載した申立書の提出が必要となります。

なお、生計を一にする子どもが函館市外に居住している場合は、教育・保育給付認定保護者またはその配偶者の子どもであることが確認できる書類(戸籍謄本等)も必要となります。

4. 課税状況が確認できない場合

未申告等により保育料の決定に必要な課税状況が確認できない場合は、最高階層D17の保育料で決定します。

非課税の場合も非課税であることを申告いただく必要があります。

5. 保育料を知りたい場合

市では、お子さまの保育所等への入所決定後に保育料を算定しています。

入所決定前におおよその金額を知りたい方は、

函館市公式LINEのサービス もしくは、子どもサービス課の窓口にて確認できます。

窓口にお越しになる場合は、来庁する保護者本人の写真付き身分証明書を持参してください。

(単位:円/月)

階層区分		3歳未満児(0～2歳児クラス)						
		右記以外の世帯			ひとり親・障がい者世帯			
		第1子		第2子以降	第1子		第2子以降	
		標準時間	短時間	標準時間 短時間	標準時間	短時間	標準時間 短時間	
A	生活保護世帯または支援給付世帯※1	0	0		0	0		
B	市町村民税が課税されていない世帯							
C1	市町村民税均等割のみ課税されている世帯	7,800	7,600		3,900	3,800※2		
C2	市町村民税所得割額が課税される世帯	24,300円未満	12,300	12,100		6,150	6,050	
C3		24,300円以上 48,600円未満	16,700	16,400		7,850	7,700	
D1		48,600円以上 53,100円未満	20,400	20,000		9,000	9,000	
D2		53,100円以上 62,100円未満	21,800	21,400		9,000	9,000	
D3		62,100円以上 77,101円未満	25,100	24,700	0	9,000	9,000	0
		77,101円以上 80,600円未満				25,100	24,700	
D4		80,600円以上 98,600円未満	28,500	28,100		28,500	28,100	
D5		98,600円以上 116,600円未満	32,900	32,300		32,900	32,300	
D6		116,600円以上 134,600円未満	36,400	35,800		36,400	35,800	
D7		134,600円以上 158,200円未満	40,000	39,400		40,000	39,400	
D8		158,200円以上 171,900円未満	43,600	43,000		43,600	43,000	
D9		171,900円以上 294,900円未満	47,600	46,700		47,600	46,700	
D10		294,900円以上 366,900円未満	51,700	50,800		51,700	50,800	
D11		366,900円以上 416,400円未満	55,800	54,900		55,800	54,900	
D12		416,400円以上 456,600円未満	59,700	58,500		59,700	58,500	
D13		456,600円以上 491,700円未満	64,400	63,200		64,400	63,200	
D14		491,700円以上 523,800円未満	69,000	67,800		69,000	67,800	
D15	523,800円以上 556,800円未満	73,700	72,100	73,700		72,100		
D16	556,800円以上 589,800円未満	78,400	76,800	78,400		76,800		
D17	589,800円以上	86,200	84,600	86,200		84,600		

※1 階層区分のAに該当する世帯は、生活保護受給世帯または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受給している世帯となります。

※2 太枠で囲まれた市町村民税所得割額77,101円未満(階層区分C1～D3の一部)のひとり親・障がい者世帯は、第1子の保育料が軽減された金額となっております。

令和7年度(2025年度) 函館市副食費免除判定基準表 (満3歳以上)

保育料の無償化に伴い副食費が実費徴収となりましたが、保護者負担が増えないよう、副食費の免除制度が設けられました。免除については、申請の必要はなく、免除になる方には免除決定通知が届きます。

- 副食費免除の可否は、保護者の市町村民税額（4月分から8月分は前年度、9月分から翌3月分は当該年度）により決定します。（市町村民税所得割額を計算する場合には、調整控除を除く住宅借入金等特別税額控除等の税額控除は適用されません。）
- 生活保護受給世帯または支援給付世帯とは、生活保護受給世帯または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受給している世帯となります。

【1号認定を受けている満3歳以上児】

区 分		第1子	第2子	第3子以降
生活保護世帯または支援給付世帯		免除 (※1)		
市町村民税が課税されていない世帯または均等割額のみ課税されている世帯				
市町村民税所得割額が課税されている世帯	77,100円以下	免除 (※2)		
	77,101円以上 211,200円以下			
	211,201円以上			

免除対象外
副食費が実費徴収となります。
金額は各施設にお問い合わせください。

【2号認定を受けている3歳以上児】

※ 児童の満年齢は、令和7年（2025年）3月31日時点の満年齢です。
年度内に満3歳に到達したお子さんは2号認定となりますが、年度中の副食費は3歳未満の保育料に含まれます。

区 分	ひとり親家庭等以外			ひとり親家庭等		
	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
生活保護世帯または支援給付世帯	免除 (※1)			免除 (※1)		
市町村民税が課税されていない世帯						
市町村民税均等割のみ課税されている世帯						
市町村民税所得割額が課税されている世帯	24,300円未満	免除 (※3)			免除 (※3)	
	24,300円以上					
	48,600円未満					
	48,600円以上					
	53,100円未満					
	53,100円以上					
	57,700円未満					
	57,700円以上					
	62,100円未満					
62,100円以上	免除 (※3)			免除 (※3)		
77,101円未満						
77,101円以上						
80,600円未満	免除 (※3)			免除 (※3)		
80,600円以上						

免除対象外
副食費が実費徴収となります。
金額は各施設にお問い合わせください。

免除対象外
副食費が実費徴収となります。
金額は各施設にお問い合わせください。

<第3子以降の子どもの算定基準について> ※ 認定区分や世帯の市町村民税所得割額により基準が異なります。

- (※1) **生計を一にする子ども（年齢は問いません。）**について、「生計を一にする子ども」が別居している場合は、生計を一にしていること（仕送りしている等）を記載した申立書の提出が必要となります。なお、「生計を一にする子ども」が函館市外に居住している場合は、教育・保育給付認定保護者またはその配偶者の子どもであることが確認できる書類（戸籍謄本等）も必要となります。
- (※2) **同一世帯の小学校3年生以下の子ども**のうち年齢の高い子どもから数えて第3子以降の子どもの副食費が免除となります。
- (※3) **同一世帯の小学校就学前の子ども**のうち年齢の高い子どもから数えて第3子以降の子どもの副食費が免除となります。
※算定の基準となる小学校就学前の子どもは、認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校の幼稚部もしくは情緒障害児短期治療施設の通所部に在籍、または児童発達支援、企業主導型事業を利用している場合にカウントの対象となります。

令和7年度(2025年度) 幼稚園・認可保育所・認定こども園一覧表

(R7.4.1現在)

区域	施設名	保育	教育	住所	電話番号	開園時間	保育短時間の 設定時間	乳 児 保 育	延長保育時間	一時預かり		休 日 保 育
										一 般 型	在 園 児	
西部地区												
	はこだて元町認定こども園	○	○	弥生町1-24	22-4847	7:00~18:00	8:30~16:30	○	18:00~19:00	自	○	
	認定こども園 遺愛幼稚園	○	○	元町4-1	22-0419	7:30~18:30 注:土曜休園	8:30~16:30 9:00~17:00	◎	-	○	○	
	認定こども園 元町白百合幼稚園	○	○	元町15-30	23-3551	7:30~18:30	8:30~16:30	⑩	-		○	
	認定こども園 龍谷幼稚園	○	○	東川町12-24	23-0274	7:30~18:30	8:00~16:00	⑥	-		○	
	認定こども園 函館高砂保育園	○	○	若松町35-16	23-5740	7:00~18:00	8:00~16:00	○	18:00~20:00	自	○	
中央部地区												
	中央認定こども園	○	○	新川町1-5	23-5111	7:00~18:00	8:30~16:30	○	18:00~20:00	自	○	○
	はまなす認定こども園	○	○	千歳町15-5	22-7484	7:00~18:00	8:30~16:30	○	18:00~19:00	○	○	
	いづみ認定こども園	○	○	堀川町30-3	51-8736	7:15~18:15	8:30~16:30	○	18:15~19:15	○	○	
	認定こども園 函館大谷幼稚園	○	○	千代台町10-10	51-1674	7:30~18:30	7:30~15:30	⑥	18:30~19:00		○	
	ゆりかご認定こども園	○	○	中島町33-18	55-8847	7:00~18:00	8:30~16:30	○	18:00~19:00	自	○	
	認定こども園 眞宗寺保育園	○	○	中島町32-13	53-4331	7:30~18:30	8:30~16:30	⑥	18:30~19:30	自	○	
	認定こども園 函館藤幼稚園	○	○	宮前町26-6	41-3569	7:30~18:30	8:30~16:30	◎	-	自	自	
	かめだ認定こども園 ※令和7年4月1日から移転	○	○	宮前町33-11	41-5219	7:00~18:00	8:30~16:30	○	18:00~19:00	自	○	
	青い鳥保育園	○		大川町4-27	43-8161	7:15~18:15	8:30~16:30	○	18:15~19:15	○		
	認定こども園総合施設 函館若葉幼稚園	○	○	田家町9-30	42-4471	7:30~18:30	8:30~16:30 9:00~17:00	②	18:30~19:00		○	
	認定こども園 杉の子保育園	○	○	本町9-23	51-7561	7:30~18:30	9:00~17:00	○	18:30~19:30	○	○	○
	函館三育認定こども園	○	○	五稜郭町7-22	51-7664	7:00~18:00	8:00~16:00	○	18:00~20:00	○	○	
	幼保連携型認定こども園 認定こども園 国の華幼稚園	○	○	梁川町19-17	51-0738	7:30~18:30	8:30~16:30 9:00~17:00	○	18:30~19:00	○	○	
	認定こども園 函館市松陰保育園	○	○	松陰町30-5	52-2217	7:30~18:30	8:00~16:00	○	18:30~20:30	自	○	
	認定こども園 函館ちとせ幼稚園	○	○	松陰町9-7	55-4182	7:30~18:30	8:30~16:30	⑥	-	○	○	
	函館短期大学付属幼稚園		○	柏木町7-26	51-2757	★9:00~14:00	-		-		○	
	公益財団法人鉄道弘済会 人見認定こども園	○	○	人見町9-3	52-5707	7:15~18:15	9:00~17:00	○	18:15~19:15	○	自	
	うみの星認定こども園	○	○	日乃出町27-3	54-1333	7:00~18:00	8:30~16:30	○	18:00~19:00	自	○	
東央部地区												
	駒場認定こども園	○	○	駒場町10-22	55-0149	7:00~18:00	8:30~16:30	○	18:00~19:00	自	○	
	認定こども園 カトリック湯の川幼稚園	○	○	駒場町14-10	51-3046	7:30~18:30	8:30~16:30	⑥	18:30~19:00		○	
	認定こども園 函館深堀保育園	○	○	深堀町27-2	33-0033	7:15~18:15	8:30~16:30	○	18:15~19:15	自	○	
	認定こども園 函館上湯川保育園	○	○	上湯川町10-12	57-2619	7:00~18:00	8:30~16:30	⑥	18:00~19:00	自	○	
	おおぞら保育園	○		上湯川町45-29	57-2586	7:15~18:15	8:30~16:30	○	18:15~19:15			
	認定こども園 旭岡保育園	○	○	西旭岡町1-29-10	50-2688	7:00~18:00	8:30~16:30	○	18:00~18:30	○	○	
	認定こども園 遺愛旭岡幼稚園	○	○	西旭岡町2-6-1	50-3308	7:30~18:30	9:00~17:00	◎	-	○	○	
	認定根崎こども園	○	○	高松町426-1	57-4567	7:15~18:15	8:30~16:30	○	18:15~18:45	○	○	
	認定こども園 高丘幼稚園	○	○	高丘町27-33	57-3621	7:30~18:30	8:30~16:30	○	18:30~19:00	○	○	
	つくし認定こども園	○	○	榎本町16-17	59-2366	7:00~18:00	8:30~16:30	○	18:00~19:00	自	○	
	認定こども園 函館福ちゃん保育園	○	○	日吉町4-13-5	52-4151	7:30~18:30	8:30~16:30	○	18:30~19:00	○	○	
	函館花園認定こども園	○	○	花園町32-1	51-7545	7:15~18:15	8:00~16:00	○	18:15~19:15	自	○	
	認定こども園 花園大谷幼稚園	○	○	花園町17-17	54-2640	7:30~18:30	7:30~15:30	⑫	-		○	

令和7年度(2025年度) 幼稚園・認可保育所・認定こども園一覧表

(R7.4.1現在)

区域	施設名	保育	教育	住所	電話番号	開園時間	保育短時間の設定時間	乳児保育	延長保育時間	一時預かり		休日保育
										一般型	在園児	
北東部地区												
	函館白百合学園幼稚園		○	山の手2-6-3	52-0945	★8:30~13:30	-		-	○	○	
	あすなる保育園	○		東山2-18-1	53-7011	7:15~18:15	8:00~16:00	③	-	○		
	認定こども園 函館ひかり幼稚園	○	○	神山3-52-8	54-2220	7:30~18:30	8:30~16:30	⑫	-		○	
	認定こども園 つくみ保育園	○	○	鍛冶2-3-9	54-6206	7:00~18:00	8:30~16:30	○	18:00~18:30	○	○	
	函館大谷短期大学附属認定こども園	○	○	鍛冶1-2-3	56-1038	7:00~18:00	8:30~16:30 8:00~16:00	⑥	18:00~19:00		○	
	鍛冶さくら認定こども園	○	○	鍛冶1-11-21	30-6611	7:15~18:15	8:45~16:45	○	18:15~19:15	○	○	
	神山保育園	○		中道2-45-2	51-8339	7:15~18:15	8:00~16:00	⑥	18:15~18:45			
	かぜのこ認定こども園	○	○	富岡町2-59-11	42-3004	7:00~18:00	8:00~16:00	○	18:00~19:00	自	自	
	認定こども園 太陽の子幼稚園	○	○	富岡町1-42-12	41-1929	7:00~18:00	8:00~16:00	○	18:00~19:00		自	
	五稜郭認定こども園	○	○	亀田本町8-18	42-0731	7:00~18:00	8:00~16:00	○	18:00~19:00		自	
	なかよし認定こども園	○	○	昭和3-15-10	42-6218	7:00~18:00	8:00~16:00	○	18:00~19:00		○	
	認定こども園 亀田ゆたか幼稚園	○	○	美原1-28-10	41-6585	7:30~18:30	8:30~16:30	◎	-		○	
	認定こども園 函館美原保育園	○	○	美原1-29-21	62-2011	7:15~18:15	8:30~16:30	○	18:15~19:15	○	○	
	函館あい認定こども園	○	○	美原2-46-10	46-1008	7:30~18:30	8:00~16:00	⑥	18:30~19:00		○	
	認定こども園 コバト保育園	○	○	美原3-31-6	46-9923	7:30~18:30	8:30~16:30	○	18:30~19:30	自	自	
	赤川認定こども園	○	○	赤川町161-2	34-3939	7:15~18:15	8:45~16:45	○	18:15~19:15	○	○	
	つくしの子保育園	○		亀田中野町57-15	46-8874	7:15~18:15	8:30~16:30	○	18:15~19:15	自		
	認定こども園 函館石川保育園	○	○	石川町39-8	47-6616	7:15~18:15	8:30~16:30	○	18:15~19:15	○	自	
北部地区												
	函館めぐみ幼稚園		○	桔梗町433-43	47-1735	★9:30~13:30 ★11:00~15:00	-		-		○	
	認定こども園 函館桔梗保育園	○	○	桔梗3-1-29	47-1337	7:15~18:15	8:00~16:00	○	18:15~19:15	自	○	
	認定こども園 ききょう幼稚園	○	○	西桔梗町218-43	49-0313	7:30~18:30	8:30~16:30	③	-		○	
	認定こども園 函館亀田港保育園	○	○	亀田港町52-14	41-0365	7:15~18:15	8:30~16:30	○	18:15~19:00	○	○	
	認定こども園 第二太陽の子幼稚園	○	○	亀田港町13-5	41-9345	7:00~18:00	8:00~16:00	○	18:00~19:00		○	
	函館大谷短期大学附属港認定こども園	○	○	港町1-25-1	83-2412	7:15~18:15	8:15~16:15	○	18:15~19:15	○	自	
東部地区												
	南かやべ認定こども園	○	○	川汲町1601-1	25-6677	7:15~18:15	8:15~16:15 8:45~16:45	○	18:15~19:15	自	○	
	認定こども園 函館市つつじ保育園	○	○	日ノ浜町172-8	85-3555	7:15~18:15	8:00~16:00	○	18:15~19:15			
国公立幼稚園												
	函館市立戸井幼稚園		○	小安町523-7	82-3577	★8:45~13:30	-		-		自	
	北海道教育大学附属函館幼稚園		○	美原3-48-6	46-2237	★8:45~14:00	-		-		自	

- 上記一覧表の開園時間、保育短時間の設定時間およびその他の保育等の実施状況は変更となる場合があります。
- 上記★は、幼稚園における教育標準時間(幼稚園機能での利用時間)です。開園時間は各園にお問い合わせください。
- 乳児保育
 - ：生後57日目以降
 - ②：2か月以上
 - ③：3か月以上
 - ⑥：6か月以上
 - ⑩：10か月以上
 - ⑫：満1才から
 - ◎：亀田ゆたか幼稚園・・・1才児クラスから
函館藤幼稚園・・・1才6か月以上
濱愛幼稚園・濱愛旭岡幼稚園・・・満2歳から
- 延長保育
利用料および保育短時間を超える延長保育の実施については、各園によって異なりますので直接園へお問い合わせください。
- 一時預かり
一般型：主に保育所等に通っていない乳幼児を一時的に保育
在園児：主に在園児を教育時間の前後または長期休業日等に保育
自・・・自主事業として園独自に実施している
○・・・函館市の補助事業として実施している
- 休日保育
日曜・祝日に保育を実施

保育園検索

函館市公式LINEから保育園検索
ができるようになりました。
自宅や職場など、指定の地点から
近い園を検索することができます。



♡♡♡ ご自宅からオンラインでお申込みができます ♡♡

マイナンバーカードをお持ちの方は、
曜日や時間帯にかかわらず、いつでも・どこでも
好きなタイミングで申請ができる
「マイナポータル」ぴったりサービスを
ご利用できます。

お申込みはQRコードから 

「マイナポータル」
ぴったりサービス



カンタン・便利！
ぜひご利用ください♪



【お問い合わせ先】

函館市子ども未来部子どもサービス課 認定・入退所担当

〒040-8666

函館市東雲町4番13号（市役所本庁舎1F）

TEL (0138) 21-3270

《開庁時間》 平日 8:45 ~ 17:30